

法制・基本問題小委員会（第2回）における意見の概要 （今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について）

[今期の検討課題への取り組み方について]

- 柔軟性のある権利制限規定など，4月にまとめた報告書の内容を更に一步進めるための待ったなしの論点が数多くあると思うので，早く取り組みたい。しかしその前に，現在準備中の法案を実現することが第一の課題ではないか。
- 4月に報告書にまとめた内容を，最終的には法律に作り込んでいくというプロセスが一番重要であるので，新たな法整備のための検討というよりは環境整備も，うまく組み合わせてやっていただければと思う。とにかく柔軟性のある権利制限を確実に法律化するというところが一番重要。まずはそこに集中していただいて，環境整備を援護射撃的にやっていくというところがエネルギーバランスとしてよいのではないか。
- 今期の検討課題の中でも，教育の情報化に関するガイドラインの検討や障害者の情報アクセスの改善については当事者間の協議が進められているかと思うので，事務局は状況をよく注視し，時期を捉えて審議会に報告してほしい。リーチサイトの問題については今期の重要な検討課題として認識している。

[ソフトローの形成や法の運用面の環境整備についての意見]

- ガイドラインの整備を含むソフトローの活用は大事なテーマである。著作権教育の拡充についても知的財産戦略本部でも随分議論をしてきた。こうした法制度以外の様々な手法を使って効果を上げていくことは，ほかの行政分野では普通に行われている。著作権行政もスタイルを広げて成果を上げていくのがいいのではないか。
- 誰が，どのような場で，どういったプロセスでルールを決めていくかが非常に重要。例えば教育の情報化の問題では教育政策という公益的な問題や財源の問題も考慮する必要があるため，権利者と利用者だけをステークホルダーと考えるのは妥当ではない。マルチステークホルダープロセスという手法が注目される。2者間の交渉では合意形成が難しい問題について幅広いステークホルダーが関わって合意を形成していく考え方で，これにより策定されたルールは，参加したステークホルダーの理解が得られやすく，実質的な正当性も確保できると言われている。ガイドライン策定や補償金制度の設計などの場面でのルール形成，規範形成のプロセス，ガバナンスの在り方を考えてほしい。
- 31条1項2号の保存のための複製について劣化がはじまる前の段階から保存することを認めるとの解釈を示した例があるが，規定の解釈に関わるガイドラインを整備することは重要。民でガイドラインを作るための検討の場を政府でサポートしていくといったことを着実に進めていくべき。

[権利者不明著作物等の利用円滑化について]

- オープンワークス実証事業，コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業，拡大集中許諾制度の検討の三つは，まだプリミティブな段階ではあるが，今後大きく育ててライセンス環境の整備等につなげていくべき。

[ライセンシーの保護について]

- 平成 27 年度のニーズ募集でも提出されていたが，特許法におけるライセンスには当然対抗という制度があるが，著作権についてはどうなのか。著作権についても，ライセンスが活発になっていくと，プログラムなど，一つのものの特許権と著作権の両方の権利が存在するが，特許権は当然対抗でよいが著作権の方はどうなるか分からないというのは，ライセンスを整備していく中ではもしかしたら不都合があるかもしれない，又はないかもしれないということも含めて，何らか検討していく必要があるのではないか。
- 著作権法にもライセンスについて当然対抗制度を導入すべきか否かということは議論すべきではないか。併せて，ライセンスにより独占的に利用できることとなる契約において差止請求権を与えるか否かという議論もする必要がある。
- 当然対抗制度については，過去の検討では，プログラム，音楽や映像といった著作物の種類によって業界関係者の意見も異なっていたようだ。非常に重要な問題だが，少し時間をかけて関係者の意見を把握した上で議論をする必要がある。独占的使用権の問題も含め，このテーマの重要性については委員の認識を共有して，検討の時期を見てはどうか。